

# 第1回相馬市復興推進計画地域協議会 会議次第

日 時 平成26年12月10日（水）午前11時～  
会 場 相馬市役所 3階庁議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 相馬市復興推進計画地域協議会の設立について
- 5 議事
  - (1) 副会長の指名について
  - (2) 相馬市復興推進計画案について
  - (3) その他
- 6 閉会

## 相馬市復興推進計画（案）

平成 26 年 12 月 日  
福島県相馬市

### 1. 計画の区域

相馬市全域

### 2. 計画の目標

本市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、死者 458 名、地震・津波による住家被害が全壊 1,097 棟を含む 5,823 棟など、人的にも物的にも甚大な被害を受けた。特に地域経済への影響は深刻で、事業所の休止・閉鎖・撤退が相次ぎ、震災以降、製造品出荷額等が 5,139 億円減少するなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

また、本市のみならず相双地方の物流拠点であった相馬港の施設が津波により甚大な被害をうけ、さらに道路・JR は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、相馬地方から首都圏へのアクセスが断たれたことで、物流機能が低下し、地域経済に大きな支障が生じている。

このような中、本市では、平成 26 年 4 月に改定した「相馬市復興計画 Ver. 2.1」において、雇用機会の拡大、市内産業の技術力・開発力の向上等を図り、地域経済を活性化することを目的として、「相馬中核工業団地への企業誘致」の推進を掲げている。

これを受け、本事業を実施することにより、本市の産業の中核である輸送用機械器具製造業を担う事業者の、相馬中核工業団地での新生産拠点設置に向けた設備投資を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における中核的産業のひとつである輸送用機械器具製造業において、雇用機会の促進、地域経済の活性化を図るため、立地企業の生産施設強化に向けた設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社 I H I（以下「対象事業者」という。）が、相馬市において、航空機エンジン生産設備の整備を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の輸送用機械器具製造業は、市内の製造業の従業員数において第1位、年間出荷額において第1位の地位を占めている本市の中核的な産業である。その中でも、対象事業者における航空機エンジン生産のための設備投資は、本市における輸送用機械器具製造業の従業員数の約90%を占める中核的な企業が実施するものである。また、設備投資の規模としても、市内企業における平均額を大きく上回るものである。

したがって、輸送用機械器具製造業の中核となる対象事業者が行う航空機エンジン生産のための設備投資による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「産業の中核を担う事業者の設備投資を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために、必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

東日本大震災特別区域法施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

#### ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

航空機エンジン生産設備の整備を行う対象事業者は、本市における輸送用機械器具製造業における代表的な事業者であり、その売上高及び従業員数は本市に事業所を有する輸送用機械器具製造業の事業者の中でもトップを誇っている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増大することによって、関連する産業の活性化が図られ、もって地域産業の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

#### 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県からの意見聴取を行った。

また、相馬市、福島県、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員とする相馬市復興推進計画地域協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議会を行った。

## 第 1 回相馬市復興推進計画地域協議会 会議概要

日 時	平成 26 年 12 月 10 日（水） 11：00～
場 所	相馬市役所 3 階 庁議室
構成員	相馬市 福島県 株式会社 I H I 株式会社日本政策投資銀行

### 【会議次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 相馬市復興推進計画地域協議会の設立について
- 5 議事
  - (1) 副会長の指名について
  - (2) 相馬市復興推進計画案について
  - (3) その他
- 6 閉会

### 【会議録】

次第	発言者	内 容
2 挨拶	企画政策部長	<p>相馬市では、一日も早い復興を目指すため、震災から 4 か月後に相馬市復興計画 Ver 1. 1 を作成しております。その後状況が変化しておりますので、今年の 4 月末に復興計画 Ver 2. 1 に改定いたしました。</p> <p>内容につきましては、「相馬市民であることに誇りを持てる相馬市の創造」、「力強い復興と安心して子育てができる新しい相馬市」ということを将来像に掲げて、事業を進めております。</p> <p>その中で、第 6 章に「“相馬の元気復活” 産業づくり」として、企業誘致や雇用機会の拡大、産業の技術力・開発力の向上を図り、地域経済の活性化させていくことを目標としております。</p> <p>今回協議します案件につきましても、復興計画に掲げている地域経済の活性化及び再生、そして雇用の確保に繋がる案件でありますので、皆様の意見を聞きながら、復興推進計画の作成について、ご協議いただければと思います。</p>

4 協議会 設立	事務局	<p>協議会規約（案）について、ご説明いたします。</p> <p>東日本大震災からの復興を目的とした、「東日本大震災復興特別区域法」におきましては、国が強力に支援するために、復興特区制度を設けておきまして、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしております。</p> <p>このたび、市内に立地している株式会社IHIが実施する事業に必要な資金の貸付の利子補給金の支給を受けるため、計画を策定するものです。</p> <p>復興特区支援利子補給金に関する復興推進計画を国に申請するに当たっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」の設置が必須とされており、この協議会の場で、申請する復興推進計画について協議を行いたいと考えております。</p> <p>つきましては、本協議会において、復興推進計画の策定主体である相馬市、関係地方公共団体でもある福島県、事業の実施主体、利子補給金の支給を受ける金融機関の皆様にお集まりいただき、策定する復興推進計画について、ご協議いただきたいと思います。</p> <p>以下、相馬市復興推進計画地域協議会規約（案）について説明。</p> <p>本規約（案）により協議会を設置することとしてよろしいでしょうか？</p>
	出席者	異議なし
	事務局	特に御意見等がないようですので、本協議会は、本日をもって設立することといたします。
5 議事 （2）推進 計画	企画政策 部長	<p>続きまして、議題の（2）相馬市復興推進計画案について、事務局より説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>復興推進計画案についてご説明させていただきます。</p> <p>震災により、市外・県外へ移転を検討する企業が多い中、本市における輸送用機械製造業の中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図ることを達成するために、計画に位置づけるものです。</p> <p>以下、相馬市復興推進計画（案）について説明。</p>
	企画政策 部長	只今の説明について、皆様からのご意見・ご質問を頂きたいと思ます。
	委員	意見・質問なし
	企画政策 部長	「相馬市復興推進計画（案）」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	委員	異議なし
	企画政策 部長	ご異議なしと認め、「相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定とさせていただきます。
5 議事 （3）その 他	事務局	ただ今承認をいただいた「相馬市復興推進計画」については、所定の手続きを行った上で、復興庁福島復興局へ提出いたします。

第1回相馬市復興推進計画地域協議会  
構成員名簿

番号	区分	役職	氏名
1	相馬市	企画政策部長	橘川茂男
2	福島県	地域づくり・商工労政課 主任主査	太田敦夫
3	株式会社IHI	相馬事業所総務部長	宮田真
4	株式会社日本政策投資銀行	東北推進室課長	有賀正宏